

# 山梨県公報

第九十五号

令和二年

五月十一日

月 曜 日

## 目次

### 告示

○建築基準法に基づく道路位置指定……………二四三

### 公告

○使用料の収納事務の委託……………二四三

## 告示

### 山梨県告示第六十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。  
令和二年五月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和二年四月二十七日
- 二 指定道路の位置 笛吹市石和町下平井字東田千三百七十三番四
- 三 指定道路の幅員 五・〇メートル
- 四 指定道路の延長 二十八・九二メートル

## 公告

### ●使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。  
令和二年五月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 委託の相手方 東京都千代田区紀尾井町三番十二号紀尾井町ビル 弁護士法人一番町総合法律事務所

- 二 委託に係る使用料 県営住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料
- 三 委託の期間 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番